令和２年８月

会 員 各 位

青　色　情　報

青報 3203
事　務　局
☎３５１－４１５９

Ⅰ．令和２年度　所得税の主な改正事項　（前号のつづき）

本年度税制改正の中の主な事項を抜粋し、身近なものについての概要をまとめました。（詳細は、「令和２年度 所得税の改正のあらまし」又は、国税庁ホームページ【http://www.nta.go.jp】でご確認下さい。）

１ 所得控除等関係

(1) ひとり親控除（所法81）が次のとおり創設されました。

① 居住者がひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。以下同じ。）に該当する場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額等から35万円を控除する（所法２①三十一、81、所令11の２、所規１の４）。

イ その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、その年分の総所得金額等の合計額が48万円以下のものに限る。）を有すること。

ロ 合計所得金額が500万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる次に掲げる者がいないこと。

（イ）その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

（ロ）その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

② 上記①のひとり親控除は、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できる（所法190二ハ、194①二、195①、203の３一ニ、203の６①、別表２～４）。

《適用関係》上記①の改正は、令和２年分以後の所得税について適用されます（改正法附則２）。
上記②の改正は、令和３年１月１日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について適用されます（改正法附則８①⑦、９①②）。なお、給与所得者については、令和２年分の年末調整においてひとり親控除を適用できることとする経過措置が講じられています（改正法附則８②～⑥）。

(2) 寡婦控除（所法80）について、次の見直しを行った上で、従前の寡婦（寡夫）控除を上記(1)のひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組するとともに、寡婦控除の特例（旧措法41の17）が廃止されました。

① 扶養親族を有する寡婦についても、上記(1)①ロの要件を追加する（所法２①三十イ(2)）。

② 上記(1)①ハの要件を追加する（所法２①三十イ(3)、ロ、所規１の３）。

《適用関係》この改正は、令和２年分以後の所得税について適用されます（改正法附則２）。

(3) 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除（措法41の18の３）について、特例の対象となる寄附金の範囲に、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たすものに限ります。）に対する寄附金のうち学生又は不安定な雇用状態にある研

究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実である一定のものが加えられました（措法41の18の３①三、措令26の28の２②④⑩、措規19の10の５⑫、令和二年総務省・文部科学省告示第１号）。

《適用関係》この改正は、令和２年分以後の所得税について適用されます（改正法附則54）。

(4) 確定申告書等の記載事項（所規47等）について、確定申告書等に記載する各種所得の生じた場所は、その支払者が法人である場合、支払者の本店等の所在地の記載に代えて、支払者の法人番号の記載によることができること等の措置が講じられました（所規47③三等）。

《適用関係》この改正は、令和３年分以後の確定申告書等を令和４年１月１日以後に提出する場合について適用されます（改正所規附則２等）。

(5) 医療費控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類（所法120）について、次の措置が講じられました。

① 医療保険者の医療費の額等を通知する書類の添付に代えて、次に掲げる書類の添付ができることとする（所法120④二、所規47の２⑬）。

イ 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）の医療費の額等を通知する書類（当該書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で国税庁長官が定める一定のものを含む。）

ロ 医療保険者の医療費の額等を通知する書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で国税庁長官が定める一定のもの

② 電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により確定申告を行う場合において、次に掲げる書類の記載事項を入力して送信するときは、これらの書類の確定申告書への添付に代えることができることとする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から５年間、その送信に係る事項の確認のために必要があるときは、これらの書類を提示又は提出させることができることとする（オン化省令５②一、④）。

イ 医療保険者の医療費の額等を通知する書類

ロ 審査支払機関の医療費の額等を通知する書類

《適用関係》この改正は、令和３年分以後の所得税の確定申告書を令和４年１月１日以後に提出する場合について適用されます（改正法附則７②、改正所規附則３②）。

(6) 寄附金控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類（所規47の２）について、特定寄附金を受領した者の特定寄附金の額等を証する書類に代え、地方公共団体と寄附の仲介に係る契約を締結している一定の事業者の特定寄附金の額等を証する書類の添付等ができることとされました（所規47の２③一イ(2)）。

《適用関係》この改正は、令和３年分以後の所得税の確定申告書を令和４年１月１日以後に提出する場合について適用されます（改正所規附則３①）。

２ 事業所得等関係

中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例制度（措法 28 の２）について、特例の対象者を中小事業者で青色申告書を提出するもののうち常時使用する従業員の数が 500 人以下の個人とする見直しを行った上、その適用期限が２年延長されました（措法 28 の２①、措令 18 の５①）。

《適用関係》この改正は、上記の個人が令和２年４月１日以後に取得等をする少額減価償却資産について適用されます（改正法附則 62）。

令和元年度の改正事項のうち、令和２年分の所得税から適用される主なもの

1　その他の所得税関係

(1) 源泉控除対象配偶者に係る控除の適用（所法186の２、190）及び**配偶者特別控除**（所法83の２）について、次のとおり見直しが行われました（所法83の２②、186の２、190、203の４、別表２～４）。

① 給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用については、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととする。

② 居住者の配偶者が、給与等や公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けている場合（その配偶者がその年分の所得税につき、年末調整をして配偶者特別控除の適用を受けなかった場合又は確定申告書の提出をして配偶者特別控除の適用を受けなかった場合等を除く。）には、その居住者は、その年分の所得税の確定申告において配偶者特別控除の適用ができないこととする。

(2) 公的年金等に係る源泉徴収について、次のとおり見直しが行われました（所法203の３、203の６、所令319の５、319の６）。

① 国内において公的年金等の支払を受ける居住者が、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下「扶養親族等申告書」という。）の提出をしなかった場合の源泉徴収税額は、公的年金等の金額から公的年金等控除及び基礎控除に対応する控除の月割額（その月割額が最低保障額に満たない場合には、最低保障額）にその公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を控除した残額に、5.105％の税率を乗じて計算する。

② 扶養親族等申告書については、公的年金等の支払を受ける者の押印に代えて、その者の自署によることができることとする。

③ 扶養親族等申告書の記載事項から、同一生計配偶者又は扶養親族のうちに、同居特別障害者、その他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合のその人数を除外する。

（注）扶養親族等申告書の提出をすることができないものは見直しの対象から除かれます。

平成30年度の改正事項のうち、令和2年分の所得税から適用される主なもの

1　給与所得控除（所法28）

給与所得控除額を一律10万円引き下げ、その上限額が適用される給与等の収入金額が850万円（改正前：1,000万円）とされるとともに、その上限額を195万円（改正前：220万円）に引き下げることとされました（所法28③）。この結果、給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	その収入金額×40％－10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30％＋８万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20％＋44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10％＋110万円
850万円超	195万円

また、この改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表について所要の措置が講じられました（所法別表２～５）。

2　基礎控除（所法86等）

基礎控除について、控除額を一律10万円引き上げるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逓減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととされました（所法86①）。この結果、基礎控除額は、個人の合計所得

金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

個人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

また、この改正に伴い、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置が講じられました（所法190①二ホ、195の３）。

３　扶養親族等の範囲について、次の改正が行われました。

(1) 勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下（改正前：65万円以下）に引き上げる（所法２①三十二）。

(2) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下（改正前：38万円以下）に引き上げる（所法２①三十三、三十四）。

(3) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95万円以下（改正前：85万円以下）に引き上げる（所法２①三十三の四）。

４　配偶者特別控除（所法83の２）について、対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下（改正前：38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げることとされました（所法83の２①一）。

５　青色申告特別控除（措法25の２）について、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円（改正前：65万円）に引き下げる一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とすることとされました（措法25の２③④、措規９の６②～⑤）。

(1) その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行っていること。

(2) その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。

６　所得金額調整控除（措法41の３の３）が次のとおり創設されました。

(1) その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10％相当額を、給与所得の金額から控除する（措法41の３の３①⑤）。

(2) その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する（措法41の３の３②⑤）。

(3) 上記(1)の所得金額調整控除は年末調整において適用できることとする（措法41の３の４①）。

(4) 公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、上記(2)の所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除する（措法41の３の３⑥）。